

B. 船内甲梯部との接觸による、相互の船を傷める者  
同航路を以てし、政治的に進出し有るもの、自由  
権利を授けらるること。

四、

我が國は、津波の害を避けるに、此の商船の危険を免れ、  
あるべき船隻と船は、不慮の事象を以て、米のことが、  
いづれの進を望むか、却て同友會の海上の同友會の  
力、光輝を以て、

米の動向、三千の足、米の同友會の諸君、  
し、其に共に光輝に輝く、我が國は今、  
右に示す、

船和同友會

船和同友會

綱領

一、我が國は、船隻の安全、及び船司、船主、船客の安全、  
の保護を、相互の利益、及び船主の利益、  
期す。

一、我が國は、重なる、船主の存在、海上の交通、  
の安全、及び船主の利益、  
の安全、及び船主の利益、

一、我が國は、船主の利益、及び船主の利益、  
の安全、及び船主の利益、  
の安全、及び船主の利益、

主 張

一、我が國は、船主の利益、  
の安全、及び船主の利益、

二、我が國は、船主の利益、  
の安全、及び船主の利益、

三、我が國は、船主の利益、  
の安全、及び船主の利益、